

■問25 に掲載しているサービス

<p><b>1. 居宅介護（ホームヘルプ）</b> 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。</p>	<p><b>10. 共同生活援助（グループホーム）</b> 共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。</p>
<p><b>2. 重度訪問介護</b> 重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。</p>	<p><b>11. 短期入所（ショートステイ）</b> 障がいのある人（児）が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービスです。</p>
<p><b>3. 同行援護</b> 視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。</p>	<p><b>12. 就労移行支援</b> 一般企業等で働くことを希望する方に、一定の期間、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練を行うサービスです。</p>
<p><b>4. 行動援護</b> 知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方が、行動する際の危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介助などを行うサービスです。</p>	<p><b>13. 就労継続支援（A型、B型）</b> 一般企業等で働くことが困難な方に、就労機会の提供や生産活動などの活動機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。</p>
<p><b>5. 生活介護</b> 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。</p>	<p><b>14. 相談支援</b> 福祉に関する問題や介助者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行うサービスです。</p>
<p><b>6. 重度障害者等包括支援</b> 常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行うサービスです。</p>	<p><b>15. 児童発達支援・16. 医療型児童発達支援</b> 未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援および治療を行うサービスです。</p>
<p><b>7. 自立訓練（機能訓練、生活訓練）</b> 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。</p>	<p><b>17. 放課後等デイサービス</b> 学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。</p>
<p><b>8. 療養介護</b> 医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。</p>	<p><b>18. 居宅訪問型児童発達支援</b> 重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。</p>
<p><b>9. 施設入所支援</b> 施設に入所する障がいのある人（児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。</p>	<p><b>19. 保育所等訪問支援</b> 保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。</p>

■問26 に掲載しているサービス

<p><b>1. 日中一時支援</b> 障がいのある方を一時的に預かるサービスです。</p>	<p><b>10. 移動支援</b> 屋外での移動に困難がある障がい者に対して、外出のための介護を行うサービスです。</p>
<p><b>2. 訪問入浴</b> 家族だけでは入浴困難な在宅重度身体障がい者宅に入浴車が訪問し、自宅で入浴していただくサービスです。</p>	<p><b>11. 自動車運転免許証取得費の助成</b> 身体障がい者が自動車の運転免許を取得するため教習所において訓練を受ける場合、取得に要する費用の一部を助成します。</p>
<p><b>3. 補装具の交付・修理</b> 身体の失われた部分や思うように動かすことができない部分を補って生活しやすくするための用具購入、修理費用を支給します。</p>	<p><b>12. 自動車改造費の助成</b> 重度身体障がい者が使用する自動車の改造のために必要な経費の一部を助成します。</p>
<p><b>4. 自立支援医療費の給付</b> 指定医療機関で、更生医療（身体上の障がいの軽減や、取り除くための医療）、育成医療（18歳未満の児童に対して障がいを除去または軽減して生活能力を得るために必要な医療）、精神通院医療（精神疾患に対する継続的な医療）を給付します。</p>	<p><b>13. 重度心身障がい者（児）等自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成</b> 重度心身障がい者（児）の通院費負担の軽減および社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金または自家用自動車ガソリン代の一部相当額をチケットで助成します。</p>
<p><b>5. 医療費の助成</b> 医療費の一部を助成します。（福祉医療費助成制度、精神障がい者福祉医療費助成制度）</p>	<p><b>14. 手当・年金等</b> 特別障がい者手当、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当、障がい年金等を支給します。</p>
<p><b>6. 日常生活用具の給付</b> 障がいのある方等に対して、自立生活支援用具等、日常生活用具の給付または貸与を行います。</p>	<p><b>15. 税の優遇</b> 所得税、住民税、事業税、自動車税、自動車取得税、軽自動車税等を優遇します。</p>
<p><b>7. 紙おむつ購入費の助成</b> 紙おむつ購入費を助成します。</p>	<p><b>16. 公共料金の割引</b> JR旅客運賃、航空運賃、バス・タクシー料金、有料道路、NHK放送受信料等を割引します。</p>
<p><b>8. 住宅改造費の助成</b> 在宅重度障がい者の日常生活を容易にするため、障がいのある人の住居を改造する費用の一部を助成します。</p>	<p><b>17. 成年後見制度</b> 判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう裁判所に申立てをし、その人を保護、援助してくれる代理人を選任する制度です。</p>
<p><b>9. 緊急通報システム機器設置費用の助成</b> 緊急時における早期対応、生命の安全を図るため緊急通報機器本体と宅内で通信可能なペンダント型無線式発信機を貸与します。</p>	<p><b>18. 地域福祉権利擁護事業</b> 知的または精神障がいのある人などで判断能力が不十分な人に対して、福祉サービス利用の手続きの援助や定期的に金銭管理および書類等の預かりなどを行い、在宅での生活を支援する事業です。</p>